

報 告 第 2 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額を定めることについて

令和3年6月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方 *****
 * * * *

2 事故の概要

令和2年7月26日午後4時頃、相手方がふじみ野西一丁目11番2先市道第5219号線を自動車で走行中、対向車とすれ違う際に、対向車側の道路の一部が損傷していたことにより、補修材等が混ざった雨水が相手方の自動車に飛散し、その一部が汚損したもの

3 損害賠償額 76,700円

令和3年5月6日

富士見市長 星 野 光 弘 印